

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和6年度）

法人名	日本税理士会連合会	根拠法令名	税理士法第49条の13		(平成14年10月29日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要					
	日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。					
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	
	常勤	- 人	- 人	- 人	55 人	
	非常勤	16 人	101 人	16 人	- 人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	36 億円	36 億円		① 補助事業の段階的廃止	
	補助金等収入額(①)	億円	- 億円		② 自主事業による自己収入の拡大等	
	事業による自己収入額(②)	36 億円	36 億円			
	①/②×100(%)	%	- %			
	経常的運営費用(③)	19 億円	18 億円			
	①/③×100(%)	%	- %		③ その他	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 有			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) ①税理士会及び税理士に対する指導、連絡及び監督に関する事務 ②税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務			
			(理由) 税理士制度が、納税義務の適正な実現に資することを目的とし、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と定め、これを独占的に業として営むことができる者を税理士とするものであることにかんがみ、税理士業務を行うにふさわしい者であると認められるものを一般に公認する行為として税理士の登録制度が設けられている。 税理士の使命及び職責にかんがみ、日本税理士会連合会が行う、税理士に対する指導、連絡及び監督を実効あらしめるためには、すべての税理士をその構成員とする必要があることから強制入会制度となっている。 このように、税理士に対する指導、連絡及び監督に関する事務や登録事務は、全国統一的・一元的に行う必要があることから、当該事務については、日本税理士会連合会の制度独占としているところである。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) ①業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を平成13年度から実施 ②公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除(税理士法改正により平成14年4月1日から実施) ③独占禁止法上問題となるおそれのある会則等による広告規制を単位会を含めて廃止(平成14年度に実施)			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) -			
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -				
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	登録手数料		50000	円	(決定者) 財務大臣(認可権者) (決定方法) 登録手数料の額は、日本税理士会連合会会則に定められており、当該事項について改訂する場合には、総会において会則変更の議決の上、財務大臣の認可を受けなければならない(税理士法第49条の14第2項)	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有
	対価を伴う自主事業の有無		有		法人における純利益額	- 円
(5) 検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法	
	税理士の登録についての要件、手続等については税理士法において規定している。				税理士法第18～29条	
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注		無		法人の外注金額	
	外注しなければならない理由		-		-	
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無) - (内容) -		-	
(7) 事務・事業の公正性の担保措置			(有・無) 有			
	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)		(内容)		税理士法により、会則の絶対的記載事項が定められているとともに、会則の記載事項のうち、重要な事項の変更については、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととされているなど、その公正性担保のための措置が法定化されている。	

	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	(有・無) 有 ① 役員については、会則等に関連規定を定めている。 ■日本税理士会連合会会則（抄） （会務の執行） 第16条 会長、副会長及び専務理事は、会務の執行に当たっては税理士に関する法令、本会の会則、規則等の規定並びに総会、理事会及び常務理事会の議決に反することができない。 2 会務の執行に関し必要な事項は、規則で定める。 （代表権の制限） 第17条 本会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、本会を代表する権限を有しない。 （役員の守秘義務） 第18条 役員は、正当な理由がなくて、職務上知り得た税理士会の会員に関する秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。役員でなくなった後においても、また同様とする。 ② 職員については、事務局庶務規程を定めている。 ■事務局庶務規程（抄） 第8条 職員は、本会の目的を自覚し、諸規則を遵守し、誠実公正に職務に従事しなければならない。				
3. 機関 (1) 役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	-		
	役員の定数	117 人	上限と下限の幅がある場合はその幅	116～117人		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	役員は日本税理士会連合会総会において選任される。				
	役員の任期	2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) - 年 (理由) -		
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	-		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々 職	常勤・非常勤
	会長	太田 直樹	R 5 年 7 月 27 日	税理士	税理士事務所	非
	副会長	加藤 眞司	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	木島 裕子	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	茂木 浩	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	大山 博之	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	石原 健次	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	須藤 寿	R 3 年 7 月 20 日	〃	株式会社	非
	〃	高澤 圭一	R 3 年 7 月 20 日	〃	税理士事務所	非
	〃	尾崎 秀明	R 3 年 7 月 20 日	〃	税理士事務所	非
	〃	片山 泰宏	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	瀬戸 順一	R 3 年 7 月 20 日	〃	税理士事務所	非
	〃	田中 一宏	R 5 年 7 月 27 日	〃	監査法人	非
	〃	浜崎 友二	R 3 年 7 月 20 日	〃	税理士事務所	非
	〃	丸山 二也	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	稲岡 政弘	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	大瀧 剛	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	専務理事	遠井 洋子	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	菱田 裕之	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	山中 孝一	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	相間 宏章	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	特定企業関係者、所管官庁出身者が 1 / 3 超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が 1 / 2 超の場合、その比率と理由		
	(比率)	-	%	(比率) 99	%	
	(理由)	-	(理由) 日本税理士会連合会は、税理士の自治的団体であることから、役員における同一業界関係者の占める割合が100%となっていたが、平成15年7月24日から税理士以外の理事として、学界から外部理事1名が就任している。			
	役員報酬の支給基準の有無	無	一般への閲覧提供の有無	無	インターネットによる公表の有無	無
	役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法		
	全員無報酬			全員無報酬		
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
	有	構成員の2分の1以上の出席		出席者の過半数（可否同数のときは議長が決する。）		
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無	有	選任規程がない場合、その理由	-		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	日本税理士会連合会の会員である税理士会から推薦された税理士15人及び正副会長会において指名した税理士以外の監事1名を総会で選任している。				
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由			
	-		-			
	監査役員の任期	2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) - 年 (理由) -		
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	-		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々 職	常勤・非常勤
	監事	脇坂 雄一	R 7 年 7 月 24 日	税理士	税理士事務所	非
	〃	三浦 宏晶	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	錦織 良光	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	坂本 和重	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	小畑 雅人	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	藤原 誉康	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非
	〃	大友 良一	R 7 年 7 月 24 日	〃	仙台北税務署	非
	〃	久野 完治	R 7 年 7 月 24 日	〃	株式会社	非
	〃	大多和 則之	R 5 年 7 月 27 日	〃	税理士事務所	非

	〃	土本 直邦	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	近重 勉	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非
	〃	河上 幸市	R 7 年 7 月 24 日	〃	徳島税務署	非
	〃	野田 昇資	R 7 年 7 月 24 日	〃	有限会社	非
〃	花田 強志	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非	
〃	満尾 俊哉	R 7 年 7 月 24 日	〃	税理士事務所	非	
外部監事	澤野 正明	R 1 年 7 月 25 日	弁護士	-	非	
	監査役員報酬の支給基準の有無	無	一般への閲覧提供の有無	無	インターネットによる公表の有無	無
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
	全員無報酬			全員無報酬		
(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無)	有	(有・無)	有	出席した税理士会（各税理士会会長）の議決権の過半数で決する。 ただし、可否同数のときは議長が決する。 なお、会則を変更する場合には、出席した税理士会（各税理士会会長）の議決権の3分の2以上の多数をもって決することとされている。（注）議決権－税理士会は、その会の税理士会員の数の議決権を有する。	
	(内容)	会員である税理士会（各税理士会会長）の2分の1以上の出席	(内容)			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）					
	(有・無)	有				
	(内容)	会員である税理士会（各税理士会会長）が総会に出席し、議決権を行使している。				
	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	業務運営等を評価する機関として、税理士以外の有識者で組織する「運営評価委員会」を設置し、令和7年6月25日（議題：令和6年度の業務運営等の評価について）に開催した。			(有・無) 有 (内容) 委員は、税理士以外の有識者のうちから常務理事会の議を経て会長が委嘱する5人以内を持って組織する。また、役員兼任禁止規定がある。		
(4) 評議員会等	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無		役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	- %	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	-				
	評議員選任規程の有無	有		左の規程がない場合、その理由	-	
	評議員定数	5人以内		上限と下限の幅がある場合はその幅	-	
	評議員任期	2 年		2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)	- 年
	在任年齢に関する規定の有無	無		規定の内容	(理由)	-
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率)	-				
	(理由)	-				
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
	有	構成員の2分の1以上の出席		出席者の過半数、同数の場合は委員長が決する。		
	4. 財務及び会計	企業会計原則の適用の有無	無		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	公益法人会計基準
(1) 会計基準の適用	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) (運用方法)		- 円		
(2) 余裕金の運用	長期借入金	無		長期借入金の返済計画の有無	-	
(3) 長期借入金	長期借入金の確実な返済計画の内容	-				
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)			
	237百万 円		(有無) (理由)	有 -		
(5) 公認会計士監査	収支決算額	36 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		無	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	-				
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金抛	無		公益法人、株式会社等への出資の有無	無	
	出の有無					
	(1) 基金抛又は出資	無		財産の管理運用として行う場合の基金抛	無	
	出又は出資					
	(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2／3以上となっているもの		
	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20％以上のもの					
	名称	-		-		
	所在地	-		-		
	資本金	-		-		
	事業内容	-		-		
	役員の状況	-		-		
	従業員数	-		-		
	持ち株比率	-		-		
	法人との関係	-		-		
6. 情報公開	(1) 法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款		有	有	有	-
	役員名簿		有	有	有	-
	組員等名簿		有	有	有	-
	事業報告書・附属説明書類		有	有	有	-
	損益計算書又は収支計算書		有	有	有	-
	貸借対照表		有	有	有	-
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	-
	監事の意見書		有	有	有	-
	事業計画書		有	有	有	-
	収支予算書		有	有	有	-

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由			
	定款		有		有				
	役員名簿		有		有				
	組合員等名簿		有		有				
	事業報告書・附属説明書類		有		有				
	損益計算書又は収支計算書		有		有				
	貸借対照表		有		有				
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有		有				
	監事の意見書		有		有				
	事業計画書		有		有				
	収支予算書		有		有				
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由(一部のみ実施の場合も含む)			
	名称		有		有				
	所管する部局(担当局担当課等)の名称		有		有				
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有		有				
	設立年月日		有		有				
代表者の職名及び氏名		有		有					
主な目的及び事業		有		有					
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有					
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			有					
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			無					
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有					
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由					
	①役職 ②氏名 ③就任年月日 ④経歴(公務員採用時と最終官職)			-					
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			-					
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由					
				-					
7.基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無		無	指導監督の実績及びその主な内容					
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無		無						
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		無	指導監督の実績及びその内容					
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		無						
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		無	無い場合、その理由		日本税理士会連合会の総会の決議については、財務大臣に報告することになっており(税理士法第49条の9)、事務・事業については必要に応じて指導・監督を行っている。			
	当該見直し結果の公表の有無		無	無い場合、その理由		特に見直すべき事務・事業がなかったため。			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無	無い場合、その理由		税理士として能力的担保のない者が税理士業務を行うことによって、国民に不測の損害を与えることを防止するためには、登録事務を担う日本税理士会連合会、税理士会及び税理士に対する指導・連絡及び監督に関する事務を行うことが効果的・効率的であることから、登録制度(強制入会制)を維持していく必要がある。			
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無		無	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)		有			無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		有			無		
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		有			無		
		その他		無			無		
	指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由等)								
	・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。								